# 定例監査の結果

# 1 監査の期間

平成28年 4月 4日から平成28年 4月22日

#### 2 監査の対象

(1) 対象部課

環境部ごみ減量課及びごみ減量課環境事業所

(2) 対象期間

平成27年 4月 1日から平成28年 2月29日

## 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、 事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問に よる審査を実施した。

## 4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務 執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

### (1) ごみ減量課

ア 契約事務について、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、 基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

- (ア) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあった。
- (4) 業務委託契約約款で定められた完了届の提出を受けていないものがあった。
- (ウ) 契約書に契約保証金に関する事項の記載のないものがあった。
- (エ) 合理的な理由がないにもかかわらず契約を分割しているものがあった。
- イ にこやか収集の実施に関する決定通知書について、要綱で定められた様式と相違するものを使用していた。要綱に則った適切な事務処理をされたい。
- ウ 年次休暇の主査専決で、課長補佐又は主任主査が配属されている場合、どちらかが 専決者となるにもかかわらず、主査が年次休暇の専決者となっていた。

基本的な事務の取扱いについて十分確認し、事務を遂行されたい。

# (2) ごみ減量課環境事業所

- ア 契約事務について、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、 基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。
- (ア) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものが散見された。
- (4) 契約書に業務を再委託する場合は、あらかじめ承認を受けることが記載されている にもかかわらず、承認を受けずに再委託されていた。
- (ウ) 契約書に契約保証金に関する事項の記載のないものがあった。
- (エ) 契約書に収入印紙の貼付漏れがあった。
- イ 職員の週休日の勤務において、休憩時間が与えられていないものがあった。労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分の休憩を与える必要があるため、労働 基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。
- ウ 環境事業所職員及び臨時職員の被服等で貸与項目に基づかない支給がされていた。 被服等の貸与については、西尾市職員被服等貸与規定に則った事務処理をされたい。